

平成29年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目次

はじめに

．調査の概要	1
．調査結果の概要	
1．水稲作の部分・全面作業受託料金	2
2．オペレータ賃金と農外諸賃金	4
3．農作業別農業臨時雇賃金	5
4．農業臨時雇賃金と標準賃金との比較	7
5．農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準	8
6．農外諸賃金の水準	9

平成30年3月
一般社団法人青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年に開始し、農業の臨時雇賃金等の把握を行ってきたが、その後、農業の就業構造の変化に伴い、調査内容を改善し、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく、農作業受委託の制度化に伴う、農作業受委託料金等を調査項目に加えて充実を図ってきた。本年も青森県内40市町村農業委員会のご協力を得て、平成29年12月31日を調査時点とし、平成29年1月1日より1年間について調査したものである。

平成29年の水稲作一般作業受託料金水準では、耕起から代かきまでの項目において、すべてマイナスとなっているが、その他の項目においては、プラスが多くなっている。

また、オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較をすると、農外諸賃金の全職種がオペレータ賃金より高い水準となっているが、農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を見ると、すべての項目で対前年比プラスとなっており、年々農業労賃は上昇している。

以上のように、今回の調査結果は、作業受託料金については、全体的に対前年比マイナスの項目が多く、農業労賃については、ほとんどの項目が対前年比プラスとなっている。

本調査結果を県内の農業就業構造ならびに、各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

一般社団法人青森県農業会議

．調査の概要

1．調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

最近の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、新たな問題も生じてきた。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2．調査の方法

（１）本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。

（２）調査市町村は、平成２９年１２月３１日時点における全市町村（４０市町村）を対象としている。

（３）調査の項目

 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準

 オペレータ賃金

 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準

 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況

 市町村内の農外諸賃金の水準

3．調査の時期および期間

平成２９年１２月３１日を調査時点とし、平成２９年１月１日より同年１２月３１日までの１年間を調査対象としている。

・ 調査結果の概要

1 . 水稲作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金 (第 1 表)

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を 育苗 、 耕起 、 代かき 、 耕起～代かき (一貫) 、 機械田植 (苗代別) 、 機械刈取 (コンバイン) 、 刈取～乾燥・調整 、 乾燥・調整 (60 kg 当たり) の各作業について、受託主体別 (個人農家と生産組織) に調査したものである。

育苗

育苗 の県平均をみると、個人農家の場合 < 稚苗 > が 10 a 当たり 20,230 円 (対前年比 9.4% 下落)、 < 中苗 > が 10 a 当たり 20,741 円 (同 2.0% 上昇) となっている。

地域別にみると、 < 稚苗 > は「津軽南」が 22,750 円と最も高く、次いで「上十三」が 22,050 円、「東青」が 17,500 円の順となっている。 < 中苗 > は「東青」が 22,617 円と最も高く、次いで「三八」が 21,513 円、「津軽南」が 21,330 円の順となっている。

また、生産組織の 育苗 の県平均をみると、 < 稚苗 > が 10 a 当たり 17,850 円 (同 0.0%)、 < 中苗 > が 10 a 当たり 22,012 円 (同 2.4% 上昇) となっている。

一貫 ・ 耕起 と 代かき

一貫 (耕起～代かき) の県平均は、個人農家が 10 a 当たり 10,295 円 (対前年比 0.9% 下落)、生産組織が 9,186 円 (同 0.4% 下落) となっている。

耕起 と 代かき の県平均は、個人農家の場合、 耕起 は 10 a 当たり 4,991 円 (同 0.2% 下落)、 代かき は 5,559 円 (同 0.4% 下落) となっている。また、生産組織の場合、 耕起 は 10 a 当たり 4,428 円 (同 5.8% 下落)、 代かき は 4,965 円 (同 5.1% 下落) といずれも下落している。

機械田植 (苗代別)

機械田植 の県平均をみると、個人農家が 10 a 当たり 5,975 円 (対前年比 0.1% 上昇)、生産組織では 5,007 円 (同 6.7% 下落) となっている。

防除 (薬剤費別、 1 回当たり)

防除 (薬剤費別、 1 回当たり) の県平均を見ると、個人農家は 10 a 当たり 1,847 円 (対前年比 3.9% 上昇)、生産組織では 2,244 円 (同 17.4% 上昇) といずれも上昇している。

機械刈取 (コンバイン)

機械刈取 (コンバイン) の県平均を見ると、個人農家は 10 a 当たり 12,418 円 (対前年比 0.4% 上昇)、生産組織では 12,084 円 (同 3.8% 上昇) といずれも上昇している。

刈取～乾燥・調製

刈取～乾燥・調製 の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり26,088円(対前年比0.3%下落)、生産組織は26,016円(同0.0%)となっている。

乾燥・調製(60kg当たり)

乾燥・調製 の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,526円(対前年比0.6%上昇)、生産組織は1,471円(同0.0%)となっている。

第1表 水稲作一般作業受託料金水準

(単位：円/10a当たり)

			県平均	郡 市 別							
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北
育 苗 (種子代含)	稚苗	個人	20,230 (9.4)	17,500		16,800	22,750		22,050		
		組織	17,850 (0.0)	17,500		18,200					
	中苗	個人	20,741 (2.0)	22,617	19,495	16,682	21,330		20,375		21,513
		組織	22,012 (2.4)	17,500		18,564	21,625		31,745		21,678
耕 起 から 代かき まで	一貫	個人	10,295 (0.9)	10,611	11,333	11,417	9,900	11,139	10,000	8,840	9,980
		組織	9,186 (0.4)	10,000		9,000	10,000				8,162
	耕起	個人	4,991 (0.2)	4,639	5,750	5,137	4,760	4,433	4,200	6,088	5,090
		組織	4,428 (5.8)	4,000		5,750	4,600		4,212		4,031
	代かき	個人	5,559 (0.4)	5,760	5,750	5,643	4,940	5,667	5,021	6,250	5,651
		組織	4,965 (5.1)	6,000		7,000	4,733		4,629		4,285
機械田植 (苗代別)	個人	5,975 (0.1)	5,882	5,667	5,865	6,000	5,213	6,250	7,100	5,723	
	組織	5,007 (6.7)	5,000		4,000	5,750		6,500		4,352	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,847 (3.9)	1,850	1,000		2,600	1,948	1,813	1,400	1,661	
	組織	2,244 (17.4)				2,650				1,973	
機械刈取 (コンバイン)	個人	12,418 (0.4)	13,885	11,833	17,017	15,200	11,330	10,836	11,143	12,126	
	組織	12,084 (3.8)	12,000		16,000	14,000	9,260	10,368		11,346	
刈取～乾燥・調製	個人	26,088 (0.3)	18,767	20,600	29,925	35,943	20,412	24,643	24,800	28,248	
	組織	26,016 (0.0)			19,000	31,378	20,340			33,972	
乾燥・調製 (60kg当たり)	個人	1,526 (0.6)	1,401	1,600	1,550	2,050	1,417	1,357	800	1,505	
	組織	1,471 (0.0)			1,300	1,693	1,297	1,080		1,682	

表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

()内は対前年比上昇率(%)〔 〃は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 全面作業の受託料金(第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み(以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別(以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

個人農家:「込み」は、10a当たり76,414円(対前年比2.5%上昇)、「別」は51,009円(同0.2%下落)となっている。

生産組織:「込み」は、10a当たり80,151円(対前年比9.6%上昇)、「別」は53,134円(同15.3%上昇)といずれも上昇している。

なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にしていただければ幸いである。

第2表 水稲作全面作業受託料金

(単位:円/10a当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個人農家	13	76,414 (2.5)
	生産組織	4	80,151 (9.6)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個人農家	14	51,009 (0.2)
	生産組織	5	53,134 (15.3)

()内は対前年比上昇率(%)〔 は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金(第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日(8時間)当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が8,797円(対前年比1.3%下落)で最も高く、次いで「トラクター」が8,651円(同0.2%上昇)、「田植機」が8,602円(同2.4%下落)の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位:円/1日〔8時間〕当たり)

	県平均	郡 市 別									
		東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北	三 八	
トラクター	8,651 (0.2)	8,000	7,333	8,667	8,000	8,400	10,400	7,000	9,278		
田 植 機	8,602 (2.4)	8,000	7,333	8,334	8,000	8,400	10,333	7,375	9,611		
コンバイン	8,797 (1.3)	8,000	7,333	9,333	8,000	8,400	11,250	8,375	9,643		

()内は対前年比上昇率(%)〔 は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金(男性)との比較(第4表)

市町村ならびに、近郊(通勤可能範囲)における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金(男性)は、「大工」155、「左官」148、「伐出」132、「造林」116、「土木工」109という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金(男性)との比較 (単位:円/1日〔8時間〕当たり)

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	8,651 (0.2)	8,797 (1.3)	13,379 (3.5)	12,800 (2.4)	9,449 (2.9)	10,011 (2.2)	11,435 (0.9)
指 数	100	102	155	148	109	116	132

指数:トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

()内は対前年比上昇率(%)〔 は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金(第5表)

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が7,449円(対前年比4.2%上昇)、女性が6,760円(同4.4%上昇)、「一般・軽作業」は男性が5,994円(同2.4%上昇)、女性が5,840円(同1.9%上昇)となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稲では「機械作業補助」は男性が6,415円(同2.6%上昇) 女性が6,102円(同1.8%上昇)、「田植」は男性が6,019円(同1.3%上昇) 女性が6,079円(同1.7%上昇)、「稲刈」は男性が5,989円(同1.0%上昇) 女性が6,045円(同1.2%上昇)といずれも上昇している。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が9,107円(同2.4%上昇) 女性が8,668円(同1.2%上昇)、「摘果」は男性が6,048円(同3.6%上昇) 女性が5,947円(同4.5%上昇)、「収穫」は男性が6,053円(同3.4%上昇) 女性が5,949円(同4.2%上昇)となっており、具体的作業ではすべての項目で上昇している。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金 (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

		県平均	別														
			郡				市										
			東	青	西・つがる	中	弘	津	軽南	北	五	上十三	下	北	三	八	
男性	農作業一般	専門作業	7,449 (4.2)	7,850	6,600			7,075	7,700	7,771	6,000	8,250					
		一般・軽作業	5,994 (2.4)	5,900	5,867	6,609	6,240	6,267	6,110	5,481	5,950						
	うち具体的作業	水	機械作業助補	6,415 (2.6)	6,000	5,900			7,200	6,400	6,450	6,710	5,980				
			田植	6,019 (1.3)	6,100	5,800	6,293							5,800			
		稲	稲刈	5,989 (1.0)	6,050	5,800	6,233				6,000			5,800			
			剪定	9,107 (2.4)	9,700	9,100	9,463	9,100	9,575					8,586			
		りんご	摘果	6,048 (3.6)	5,950	5,900	6,532	6,140	6,150					5,780			
			収穫	6,053 (3.4)	6,000	5,900	6,559	6,140	6,150	6,000				5,780			
女性	農作業一般	専門作業	6,760 (4.4)	7,850	5,800			6,775	6,500	6,975	5,750	7,200					
		一般・軽作業	5,840 (1.9)	5,900	5,800	6,242	5,940	6,067	6,085	5,293	5,783						
	うち具体的作業	水	機械作業助補	6,102 (1.8)	6,000	5,800			6,867	6,200	6,125	5,613	5,900				
			田植	6,079 (1.7)	6,100	5,800	6,173	6,500						5,800			
		稲	稲刈	6,045 (1.2)	6,050	5,800	6,117	6,500		6,000			5,800				
			剪定	8,668 (1.2)	9,700	8,000	9,375	9,000	8,000					8,300			
		りんご	摘果	5,947 (4.5)	5,950	5,800	6,194	5,975	5,975					5,831			
			収穫	5,949 (4.2)	6,000	5,800	6,210	5,940	5,975	6,000				5,834			

()内は対前年比上昇率(%)〔 は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差(第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「田植」、「稲刈」を除く作業の実勢賃金において、男女間に格差がみられ、女性が男性を下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業助補	田植	稲刈	りんご		
						剪定	摘果	収穫
昭和62年	89	94		95	95		97	97
63年	90	93		95	94		98	98
平成元年	89	96		95	94		98	97
~	~	~	~	~	~	~	~	~
25年	90	98	95	101	100	96	98	97
26年	90	98	95	101	101	95	97	97
27年	94	99	96	100	100	95	97	97
28年	91	98	96	101	101	96	97	97
29年	91	97	95	101	101	95	98	98

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「水田一般」が6,180円で、標準額に対し106と最も高い指数となっている。

地域・作業別に見ると、《東青》の「剪定」が標準額に対し121、《下北》の「水田一般」が115、《中弘》の「畑一般」が114、「果樹一般」が113、「剪定」が111と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	市 別							
			東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北
田 植	臨時雇賃金	6,019	6,100	5,800	6,293					5,800
	標準額	5,830	5,826	5,800	5,800	5,800	5,850	6,000	5,720	5,800
	指数	103	105	100	109					100
稲 刈	臨時雇賃金	5,989	6,050	5,800	6,233			6,000		5,800
	標準額	5,826	5,826	5,800	5,800	5,800	5,850	6,000	5,720	5,800
	指数	103	104	100	107			100		100
水 田 一般	臨時雇賃金	6,180					6,133	6,000	6,500	
	標準額	5,815	5,805	5,800	5,800	5,800	5,850	5,967	5,666	5,800
	指数	106					105	101	115	
畑 一 般	臨時雇賃金	5,994	5,900	5,867	6,609	6,240	6,267	6,110	5,481	5,950
	標準額	5,804	5,757	5,800	5,800	5,800	5,850	5,889	5,666	5,800
	指数	103	102	101	114	108	107	104	97	103
果 樹 一 般	臨時雇賃金	6,051	5,975	5,900	6,545	6,140	6,150	6,000		5,780
	標準額	5,806	5,776	5,800	5,800	5,800	5,800	6,000		5,800
	指数	104	103	102	113	106	106	100		100
剪 定	臨時雇賃金	9,107	9,700	9,100	9,463	9,100	9,575			8,586
	標準額	8,684	8,000	8,500	8,500	9,100	9,000			8,417
	指数	105	121	107	111	100	106			102

標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）(第8表)

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が7,893円（対前年比1.0%下落）と最も高く、次いで「製造業」が6,305円（同0.4%下落）、「卸・小売業」が6,214円（同0.3%下落）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が6,802円（同0.3%上昇）と男性同様最も高く、次いで「公的勤務」が6,063円（同0.8%上昇）、「サービス業」が5,956円（同1.2%下落）の順となっている。

地域別にみても、女性の《西・つがる》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	市 別																
			東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
男 性	公的勤務	6,066 (0.4)	6,050	6,486	5,750	6,039	5,883	6,014	6,217	6,044									
	建設業	7,893 (1.0)	10,000	8,000	8,167	8,067	7,383	8,176	7,579	7,832									
	製造業	6,305 (0.4)	5,000		6,500	6,230	5,784	7,001	6,656	6,128									
	卸・小売業	6,214 (0.3)	5,000		6,456	6,473	5,784	7,038	6,405	5,780									
	サービス業	5,986 (0.0)	6,000		6,476	6,570	6,350	6,914	6,226	6,181									
女 性	公的勤務	6,063 (0.8)	6,050	6,486	5,750	6,039	5,883	6,014	6,204	6,044									
	建設業	6,802 (0.3)	8,000	6,000	7,000	7,133	6,883	7,004	6,245	6,812									
	製造業	5,784 (1.1)	5,000		6,500	6,063	5,784	5,777	5,547	5,868									
	卸・小売業	5,841 (1.0)	5,000		6,500	6,407	5,784	6,038	5,433	5,780									
	サービス業	5,956 (1.2)	5,000		6,500	6,470	6,350	6,092	5,408	6,121									

()内は対前年比上昇率(%)〔は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較(第9表)

農作業の「田植」賃金を基準(100)とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が6,019円となっており、それに対して「建設業」が7,893円で指数が131と最も高く、次いで「専門作業」が7,449円で指数は124となっている。その他の他産業と比較して、「サービス業」が「田植」より低い水準となっている。

一方女性では、「田植」が6,079円となっており、それに対して「建設業」が6,802円で指数が112と最も高く、次いで「専門作業」が6,760円で指数は111となっている。その他の他産業と比較して、「田植」が「建設業」を除くすべての業種の平均額を上回っている。

また、全体をみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除くすべての業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	6,019	7,449	5,994	6,066	7,893	6,305	6,214	5,986
	対前年比	(1.3)	(4.2)	(2.4)	(0.4)	(1.0)	(0.4)	(0.0)	(0.0)
	指数	100	124	100	101	131	105	103	99
女性	県平均	6,079	6,760	5,840	6,063	6,802	5,784	5,841	5,956
	対前年比	(1.7)	(4.4)	(1.9)	(0.8)	(0.3)	(1.1)	(1.0)	(1.2)
	指数	100	111	96	100	112	95	96	98

指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊(通勤可能範囲)での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日(8時間)当たりの賃金(男性)をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「大工」が13,379円(対前年比3.5%上昇)と最も高く、次いで「左官」が12,800円(同2.4%上昇)、「伐出」が11,435円(同0.9%上昇)となっている。

第10表 農外諸賃金の水準(男性) (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

	県平均	別								
		郡			市					
		東青	西・つがる	中弘	津軽	南北	五上	十三	下北	三八
大工	13,379 (3.5)	14,850	14,600	12,750	14,600	14,233	11,561	12,143	14,223	
左官	12,800 (2.4)	14,850	15,950	12,334	13,900	13,767	11,387	11,500	12,123	
土木工	9,449 (2.9)	7,000	10,250	7,813	10,025	10,600	8,976	9,143	9,429	
造林	10,011 (2.2)	10,000	10,200	12,250	9,000	9,000	9,500	9,429	11,075	
伐出	11,435 (0.9)	10,000	12,850	13,000	9,500	13,500	9,750	10,667	11,975	

()内は対前年比上昇率(%)〔は下落、小数点第2以下は四捨五入〕